



## IT活用の第一歩

# デジタル導入支援者による伴走支援

島根県内の企業がデジタル技術を活用して自社の課題解決を図ろうとする際に、IT 専門家を派遣してデジタル活用・導入について適切なアドバイスを行います。

|      |  |
|------|--|
| 派遣期間 | 令和6年4月～令和7年3月まで  |
| 申込期間 | 令和6年4月～令和7年1月末日 ※予算額に達した時点で終了となります。  |
| 派遣費用 | 無料   |
| 派遣回数 | 最大3回まで ※2時間/回×3回 年間6時間を上限とする   |
| 支援対象 | デジタル技術の活用が高い意欲を持つ<br>島根県内の中小企業者・小規模事業者<br>※専門家の派遣にあたっては、審査により派遣の可否を決定します。                                    |
| 支援領域 | IT経営課題の整理、顧客管理(CRM)、営業支援(SFA)、勤怠管理、経費精算、グループウェア導入、ワークフローの見直し、WEB会議システム導入、クラウドサービス活用、モバイル端末活用、サイバーセキュリティ対策 など |

お申込みには下記の書類が必要です

### 専門家派遣申請書

- 申請書をもとに審査を行い、専門家派遣の可否を決定します。
- 派遣決定後に訪問日程等を調整させていただきます。

お問合せ

島根県中小企業団体中央会  
(担当：連携支援課 雲田・恩田)

〒690-0886 松江市母衣町55-4 商工会館4階  
TEL：0852-21-4809  
Mail：webmaster@crosstalk.or.jp

島根県中小企業団体中央会

会長 杉谷 雅祥 様

所在地

企業名

代表者職・氏名

しまねDX推進事業

（デジタル導入支援者による伴走支援）専門家派遣申請書

しまねDX推進事業（デジタル導入支援者による伴走支援）実施要領第6条の規定に基づき専門家の派遣を申請します。

なお、当社は当該専門家派遣を受ける者として下記に定める不適当な者のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

|   |         |        |          |          |   |
|---|---------|--------|----------|----------|---|
| 企業名   |         |        |          |          |   |
| 業種  |         |        |          | 従業員数(任意) | 名 |
| 連絡先   | TEL ( ) |        | /FAX ( ) |          |   |
|   | 担当者     | 氏名     |          |          |   |
|   |         | 所属課    |          | 役職       |   |
|   |         | E-mail |          |          |   |
|   | 所在地     |        |          |          |   |
| (1) 事業テーマ   |         |        |          |          |   |
| <input type="checkbox"/> 経営力強化 <input type="checkbox"/> 売上拡大 <input type="checkbox"/> 生産性向上 <input type="checkbox"/> 業務効率化    その他 ( ) |         |        |          |          |   |
| (2) 相談希望内容（現状の課題、問題点などできるだけ詳しくご記入ください）  |         |        |          |          |   |
|   |         |        |          |          |   |
| (3) 現在、導入・活用しているシステム（販売管理、生産管理、労務管理等）をご記入ください。  |         |        |          |          |   |
|   |         |        |          |          |   |

記

|   |
|---|
| <p>（専門家派遣を受ける者として不適当な者）</p> <p>(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき</p> <p>(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき</p> <p>(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき</p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p> |
|---|